## 輸出に取り組む優良事業者表彰事業実施要領

制定 令和2年3月31日元食産第5913号 農林水産省食料産業局長通知

#### 第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱(平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の事業の種類の欄のIの1の(1)のイの輸出に取り組む優良事業者表彰事業(以下「本事業」という。)は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱(平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

### 第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の2の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有さない団体で食料産業局長が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。)を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

### 第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

事業実施主体は、海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起に向けて、日本産農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体(企業、法人、任意団体等)又は個人(以下「輸出事業者」という。)のうち、優れた輸出事業者を表彰するため、以下の1及び2に掲げる全ての取組を実施するものとする。

## 1 表彰事業者の選出

輸出事業者、学識経験者等を含めた有識者で構成された選賞審査委員会を開催し、 輸出事業者から優れた取組を行っている事業者の選出を行う。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費等

#### 2 表彰式典の開催等

#### (1)表彰式典の開催

1で選出された輸出事業者の表彰等を行うため、表彰式典を適切かつ円滑に開催する。

#### (2) 効果的な取組事例の紹介の実施

ア 表彰式典において、表彰事業者の取組事例を効果的に紹介するため、資料、展示物等の作成、選定、輸送等を実施し、会場において展示物等に係る設営及び撤去を実施する。

イ アで作成した資料等を、インターネット等により公表し周知等を実施する。

(3) 表彰式典開催の広報活動等の実施

報道関係者や輸出事業者等の参加を促すため、周知等を実施する。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、会場装飾費、運営備品借上料、通信運搬費、輸送費、広報普及費等

#### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

## 第5 採択基準等

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとし、食料産業局長は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証 が行われることが見込まれるものであること。
- 3 事業実施主体が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 4 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 5 同一提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けてい ないこと又は受ける予定がないこと。

### 第6 事業実施手続

1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2による事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出 のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

## 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりと する。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表 I の 1 の (1) の イの輸出に取り組む優良事業者表彰事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更
- 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる 事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」における「事業の委託」 の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

#### 第7 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、食料産業局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

## 第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を食料産業局長に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 11 の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

## 第9 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

### 第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実

用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、事業実施主体を通じ、国に提出することを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、そ の都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施者は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

#### 第11 情報の取扱い

事業実施主体となった団体の職員及び公募選考会の委員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

### 第12 留意事項

補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象 として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるもの とする。

## 附則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地団体名代表者の役職及び氏名印

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度(月~月)
- 7 構成員

名称	所在地	大企業・中小企業の別	資本金	年間 販 売 額	主要事業	備考

- (注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。
- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
  - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程(又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
  - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
  - (3) その他参考資料

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名 印

令和2年度輸出に取り組む優良事業者表彰事業実施計画の承認(変更、中止 又は廃止の承認)申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱(平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知)第5の1(注1)の規定に基づき、関係書類(注2)を添えて、承認(変更、中止又は廃止の承認)を申請する。

### (変更の理由)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇(注3)

(中止、廃止の理由)

000000000(注4)

- (注1)変更、中止又は廃止の承認申請の場合には、「第6の2」とすること。
- (注2) 関係書類として、別添を添付すること。
- (注3)変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった 事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の 変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、 事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略すること。
- (注4) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。
- (注5) 事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和2年度 輸出に取り組む優良事業者表彰事業実施計画の実施結果の報告について」と し、別添には実績を記載すること。

# (別添)

第1 総括表

			負担区分			
事業種類	事業細目	事業費	国庫補助金	事業実施主体	事業の委託	備考
		刊	刊	千円		
輸出に取り組					委託する事	
む優良事業者					業の内容及び	
表彰事業					それに要する	
	1選賞審査				経費	
	委員会開催					
	に係る経費					
	2表彰式典					
	開催に係る					
	経費					
	3報告書作					
	成に係る経					
	費					
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
  - 2 事業細目は、交付要綱別表1の輸出に取り組む優良事業者表彰事業の項の 経費の欄により記入すること。

#### 第2 輸出に取り組む優良事業者表彰事業実施計画

- 1 事業実施主体の概要
- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
  - ① 所属、役職名及び氏名
  - ② 所在地
  - ③ 電話番号及び FAX 番号
  - ④ Eメールアドレス
- 2 事業目的
- 3 事業目標等
- (1) 事業目標

※事業目標の欄には、達成すべき定量的な成果目標等を記載すること。

- (例)本事業の実施により、表彰候補者(応募者)数を前年度比○%以上増加とする。
- (2) 事業成果・効果の検証方法
- (3) 事業成果 (事業目標に対する事業の取組実績を記載)
- 4 事業実施体制図(連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載)
- 5 事業実施スケジュール (主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載)
- 6 事業内容
- (1)表彰事業者の選出(選出時期、選出内容等を具体的に記載)
- (2) 表彰式典の開催等 (実施時期、実施場所、実施内容、実施方法等を具体的に記載)